

第 3 4 回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和 6 年 1 1 月 6 日 午前 9 時 3 0 分
 閉会の日時 令和 6 年 1 1 月 6 日 午前 1 0 時 0 0 分
 開会の場所 市役所第二庁舎 2 0 1 会議室

委員

議席	氏 名	出席	欠席	備 考
1	眞 下 繁 美	○		
2	高 橋 昭 彦	○		
3	都 丸 正 隆	○		
4	齊 藤 由 香	○		
5	鳥 山 孝 子	○		
6	廣 瀬 淳	○		
7	岸 正 二	○		
8	田 中 修 之	○		
9	石 田 恵 治	○		
10	青 木 明 雄	○		
11	内 山 繁 司	○		
12	奈 良 嘉 祐	○		
13	齊 藤 美 保	○		
14	角 田 壽 一	○		
15	飯 塚 敬 子	○		
16	野 村 隆		○	
17	青 木 洋 一	○		
18	石 田 玉 枝	○		
19	山 本 彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第 2 0 条の規定による出席者

	齋 藤 光 男	○		農地利用最適化推進委員委員長
	岩 崎 雅 信		○	農地利用最適化推進委員副委員長
	阿 部 正 雄	○		農地利用最適化推進委員班長
	諸 田 好 真	○		農地利用最適化推進委員班長

議事録署名委員	議席 1 1 番	内山 繁司	委員
	議席 1 2 番	奈良 嘉祐	委員

議事参与が制限された委員数 1 人 傍聴人数 0 人

委員以外の出席者	事務局長	福田 順夫	
	統括主幹	(農地調整係長)	中野 智也
	統括主幹	(農業振興係長)	池田 恵美
	主任	大澤 由香里	

令和6年11月6日

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局

おはようございます。

それでは、定刻となりましたので、渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定によりまして、山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いします。

議 長

おはようございます。

始まる前に、ご協力願います。会議に支障をきたすため携帯電話等はマナーモード又は電源を切ってください。

それでは、令和6年度第34回渋川市農業委員会総会を開会いたします。皆さまのご協力により、円滑に議事進行を進めたいと思います。

ただいまの出席委員は19人中18人で、会議は成立しました。

なお、議席番号16番野村隆委員から欠席の届出がございました。

さっそくですが、議事に入ります。

「議事日程第1会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本会議の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定いたします。

続きまして、「議事日程第2 議事録署名委員の指名を議題」とします。議事録署名委員に議席番号11番内山繁司委員、議席番号12番奈良嘉祐委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって議事録署名委員は、内山繁司委員と奈良嘉祐委員に決定いたしました。

続きまして、「議事日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいまご上程いただきました報告第1号をご説明いたします。 報告書の1ページを、お願いします。 農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。 届出は記載の2件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。 以上で、報告第1号の説明を終わります。
議 長	事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたらお願いします。 （「なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 続きまして、「議事日程第4 報告第2号 農地使用貸借合意解約通知について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいまご上程いただきました、報告第2号をご説明いたします。 報告書の3ページとなります。 農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。 届出は記載の1件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。 以上で、報告第2号の説明を終わります。
議 長	事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたらお願いします。 （「なし」の声あり）

議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 続きまして、「議事日程第5 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいまご上程いただきました報告第3号をご説明いたします。 報告書の5ページから6ページを、お願いします。 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。 届出は記載の4件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日、権利を取得した事由は、相続、取得した権利の種類は、所有権であります。 以上で、報告第3号の説明を終わります。
議 長	事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたらお願いします。 （「なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 続きまして、「議事日程第6 報告第4号 制限除外の農地等移動通知について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいまご上程いただきました報告第4号をご説明いたします。 報告書の7ページを、お願いします。 制限除外の農地等移動通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。 届出は記載の2件で、表頭の左から番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用時期、転用目的は、記載のとおりです。 以上で、報告第4号の説明を終わります。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、「議事日程第7 報告第5号 農地転用申請に伴う現地調査について」を議題とします。

それでは、渋川、小野上地区を青木明雄第1班長、子持、赤城、北橘地区を齊藤由香第1班長より報告をお願いします。最初に青木明雄第1班長、お願いします。

10 番

着座にて説明させていただきます。

令和6年10月29日に実施しました、第1班渋川、小野上地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、高橋委員、田中委員と私、青木。事務局は、中野係長、大澤主任の計5名で実施しました。渋川、小野上地区の今回の許可申請は、第4条による申請が2件、第5条による申請が8件、合計10件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧ください。

初めに4条申請であります。

3ページをご覧ください。

申請番号4の1番の現地は、東は道路、西と南は同月申請されている申請番号5の3番の申請地、北は畑となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号4の2番の現地は、東と北は道路、南は畑、西は、宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

次に5条申請であります。

5ページをご覧ください。

申請番号5の1番の現地は、東と西は畑、南は山林、北は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の2番の現地は、北西側の一つ目の土地は、東と北は道路、西と南は畑、南東側の二つ目の土地は、東と南は畑、西と北は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

6ページをご覧ください。

申請番号5の3番の現地は、東は、同月申請されている申請番号4の1番の申請地、西と北は畑、南は畑と宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の4番の現地は、東と北は畑、西は宅地、南は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の5番の現地は、東は道路、西は畑と宅地、南は宅地と道路、北は畑と道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の6番の現地は、東と北と南は道路、西は畑となっています。申請地は問題ないと思われます。

7ページをご覧ください。

申請番号5の7番の現地は、東と南は道路、西は山林、北は一体利用する山林となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の8番の現地は、東と北は畑、西と南は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上で第1班渋川地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、齊藤由香第1班長、お願いします。

4 番

着座にて説明させていただきます。

令和6年10月29日に実施しました、第1班子持、赤城、北橘地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、内山委員、奈良委員、角田委員、飯塚委員と私、齊藤。事務局は、池田係長、都丸会計年度任用職員の計7名で実施しました。

今回の許可申請は、子持、赤城、北橘地区で第4条による申請が3件、第5条による申請が5件、合計8件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧ください。

初めに4条申請であります。

3ページをご覧ください。

申請番号4の3番の現地は、東は道路と畑、西は一体利用する宅地、南と北は畑となっています。申請地は問題ないと思われます。

4ページをご覧ください。

申請番号4の4番の現地は、東と南は一体利用する同月申請されている申請番号4の5番の申請地、西は一体利用する畑、北は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号4の5番の現地は、東は水路、西は一体利用する同月申請されている申請番号4の4番の申請地と道路、南は畑、北は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

次に5条申請であります。

7ページをご覧ください。

申請番号5の9番の現地は、東は道路、西と北は宅地、南は畑と宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

8ページをご覧ください。

申請番号5の10番の現地は、東と西と北は畑、南は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の11番の現地は、東と北は道路、西は宅地、南は畑となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の12番の現地は、東は宅地、西と南は道路、北は畑となっています。申請地は問題ないと思われます。

9ページをご覧ください。

申請番号5の13番の現地は、東は畑、西は宅地、南は道路、北は道路と畑となっています。申請地は問題ないと思われます。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上で第1班子持、赤城、北橘地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

現地調査の報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で現地調査報告を終わります。

続きまして、「議事日程第8 協議第1号 地籍調査における農地に関する地目認定について」を議題とし意見の決定を求めます。

事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、地籍調査における農地に関する地目認定について、ご説明いたします。

協議書の1ページをお願いいたします。

協議第1号地籍調査における農地に関する地目認定について、次のとおり協議があったので、意見の決定を総会にお願いするものです。

なお、詳細につきましては、土木管理課の担当職員より説明させていただきますので、よろしくご審議の程、お願いいたします。

議 長

それでは、土木管理課の担当者から説明をしていただきます。

土木管理
課

着座にてご説明いたします。土木管理課国土調査係林と申します。
始めに、地籍調査事業の概要について、説明させていただきます。

地籍調査とは、国土調査法で定められた国土の開発及び保全、並びにその利用の高度化を資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的、且つ総合的に調査することを目的とした調査であり、毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに、境界及び地積に関する調査を行い、その結果を基に、地図及び簿冊を作成することです。

渋川市では令和5年度から2箇年にわたり、渋川市赤城町津久田地内及び長井小川田地内の一部を津久田Ⅵ地区として現地調査及び測量を実施しております。

津久田Ⅵ地区は、調査面積0.39平方キロメートル（518筆）を調査いたしました。

それでは、お手持ちの協議書の説明に移ります。

協議書2ページをお願いいたします。

2ページから9ページまでは、津久田Ⅵ地区の現地調査の結果において、農地に関する登記地目と現況地目に相違のある土地をまとめた表になります。

表頭の左から土地の所在、所有者住所、所有者氏名、調査前地目（登記地目）、調査後地目（現況地目）になります。

簡単ですが私からの説明は、以上となります。

よろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。これより審議を行います。

質疑のある方はお願いします。

（「なし」の声あり）

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。協議第1号、地籍調査における農地に関する地目認定については、主管課において地目変更登記の手続きを行うことでご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長	異議なしと認め、議案のとおり決定することに決しました。 続きまして、「議事日程第9 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、処分の決定を求めます。申請番号3の1番から4番の4件を上程し、審議いたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。農地調整係長。
議 長	はい、農地調整係長。
事務局	ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。 議案書の1ページから2ページ関連です。 議案書の1ページをお願いいたします。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。 申請番号3の1番から4番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等、並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。 申請番号3の1番は、導水路設置による地役権設定のための申請となります。 申請番号3の2番は、農業経営規模拡大のための申請となります。 申請番号3の3番は、農業経営規模拡大のための申請となります。 2ページをお願いします。 申請番号3の4番は、農業経営規模拡大のための申請となります。 また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきましては記載のとおりです。 以上で、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。 よろしくご審議の程お願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。申請番号3の1番から4番の4件について審議します。審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議を分けて対応させていただきます。 初めに、申請番号3の3番を審議しますので関係する委員は退席をお願いします。 （関係委員退席）

議 長	それでは、申請番号3の3番について審議します。質疑のある方はお願いします。 (「なし」の声あり)
議 長	質疑なしと認め質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第1号、申請番号3の3番については、許可することでご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	異議なしと認め、申請番号3の3番については、議案のとおり許可することに決しました。 それでは、退席している委員は席にお戻りください。 (関係委員着席)
議 長	それでは次に、申請番号3の3番を除く申請番号3の1番から4番の3件について、審議します。質疑のある方はお願いします。 (「なし」の声あり)
議 長	質疑なしと認め質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第1号、申請番号3の3番を除く、3の1番から4番の3件については、許可することでご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	異議なしと認め、申請番号3の3番を除く、3の1番から4番の3件については、許可することに決しました。 続きまして、「議事日程第10 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、処分の決定を求めます。 申請番号4の1番から5番の5件を上程し、審議いたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。農地調整係長。
議 長	はい、農地調整係長。
事務局	ただいまご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申

請につきまして、ご説明いたします。

議案書の3ページから4ページ関連です。

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号4の1番から5番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号4の1番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は第3種農地と判断されます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号4の2番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われ、農地区分は第2種農地と判断されます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号4の3番は、農業公共投資がある区域ですが、転用目的が農業用施設用地であることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると判断されます。

4ページをお願いいたします。

申請番号4の4番及び5番は、農振農用地区域内にありますが、農地改良を目的とした、一時転用申請であり、農用地区域内農地の不許可の例外に該当すると判断されます。

以上で、農地法第4条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。申請番号4の1番から5番の5件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め質疑を打ち切ります。
お諮りします。議案第2号、申請番号4の1番から5番の5件の内、3,000平方メートルを超える案件の申請番号4の5番については、群馬県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するため許可相当とし、申請番号4の1番から4番の4件については許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号4の1番から5番の5件のうち、申請番号4の5番の1件については、群馬県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取した結果、問題ない場合は渋川市農業委員会会長専決規程第2条第1項の規程により許可書を交付し、申請番号4の1番から4番の4件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、「議事日程第11 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号5の1番から13番の13件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書5ページから9ページ関連です。

議案書5ページをお願いいたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号5の1番から13番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号5の1番は、農振農用地区域内にありますが、土石採取及び搬出道路用地を目的とした一時転用申請であり、農用地区域内農地の不許可の例外に該当すると判断されます。

申請番号5の2番は、農振農用地区域内にありますが、変圧器輸送車両通行用地を目的とした一時転用申請であり、農用地区域内農地の不許可の例外に該当すると判断されます。

6ページをお願いいたします。

申請番号5の3番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は第3種農地と判断されます。

申請番号5の4番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は第3種農地と判断されます。

申請番号5の5番は、東側の一つ目の土地は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、500メートル以内に2つ以上の公共公益施設が存在していることから、農地区分は、第3種農地と判断されます。

次に西側の二つ目の土地は、隣接地ではありますが、上下水道施設が埋設されている道路に面していないため、おおむね10ヘクタール以

上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当しますが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると判断されます。

申請番号5の6番は、農業公共投資がある区域ですが、既存施設の敷地面積の2分の1を超えない拡張であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると判断されます。

7ページをお願いいたします。

申請番号5の7番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われ、農地区分は第2種農地と判断されます。

申請番号5の8番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われ、農地区分は第2種農地と判断されます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされております。

申請番号5の9番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺地域に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続しており、第1種農地の不許可の例外に該当すると判断されます。

8ページをお願いいたします。

申請番号5の10番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われ、農地区分は第2種農地と判断されます。

申請番号5の11番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると判断されます。

申請番号5の12番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると判断されます。

9ページをお願いいたします。

申請番号5の13番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、500メートル以内に2つ以上の公共公益施設が存在していることから、農地区分は、第3種農地と判断されます。

以上で、農地法第5条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。申請番号5の1番から13番の13件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第3号、申請番号5の1番から13番の13件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号5の1番から13番の13件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、「議事日程第12 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について」を議題とし、議決を求めます。

事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました議案第4号、農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。

11ページから12ページであります。

内容について、ご説明いたします。

この農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、定めることとなります。

今回の計画決定に伴う対象農地は、渋川、子持、赤城、北橘地区であります。

なお、この計画概要の公告は、令和6年12月1日を予定しております。

計画概要につきましては、11ページに記載のとおり、利用権設定に係る合計は、渡人が5人、受人が5人、筆数が5筆、面積は8,046平方メートルです。

この個別の内訳は、12ページの総括表に記載のとおりであります。

また、この計画につきましては、従前の例による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定の各要件を満たしているものと考えております。

以上で議案第4号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますよう、お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第4号、農用地利用集積計画の決定については、

議案のとおり認めることで、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。
以上をもちまして、第34回総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

<閉 会 10時00分>